

長森南中学校 休日の部活動の地域移行に関わる方針

R5, 10 / 27 校長

### 1 本日の会の目的

- (1) 部活動補完保護者クラブと新保護者クラブの違いを確認する。
- (2) 令和7年度末までの全体進行案をもとにして、見通しを考え始める機会とする。
- (3) 新保護者クラブとして土日両日に活動できる場合について確認する。
- (4) 新保護者クラブの発足や具体的な活動手続きについて確認する。

### 2 前提 本校では市指針に示された保護者クラブを「**新保護者クラブ**」と呼びます

- ・新保護者クラブは、「学校外の社会教育活動として保護者が運営するクラブ活動」。
- ・新保護者クラブは従来の保護者クラブと似ている。ただ、学校から離されていく方向であることから、活動幅が広がるとともに保護者の役割が増えていく。
- ・国県市は、令和7年度末までに休日の部活動を地域に移行する方向。言い換えると「R7末までに、土日は部活ではなく新保護者クラブが担うようにする」ということ。したがってR8年度以降、「土日の部活動は行われない前提」で考える。
- ・新保護者クラブは、総合型地域SC等を含めた「地域クラブ」の一つ。したがって各通知や指針の「地域クラブ」は、新保護者クラブと同じととらえてよい。

#### <ポイント>

- 新保護者クラブは、部活動保護者会が主体的に設立し運営する「**学校外のクラブ活動**」であり、「**地域クラブ**」の一つ。
- 令和8年度以降、土日部活動は実施されないことを前提にして、どのように移行していくか各保護者会で見通しをもち、引き継ぎつつ進めることが大切。

### 3 内容

#### (1) 部活動補完の保護者クラブと新保護者クラブの違いについて

- ① 今は「ほぼ同じ」ですが、新保護者クラブはより自立的な組織をめざしており、活動の幅が広がる（土日両日練習できる、クラブで試合に参加できる等）一方、運営主体である保護者の役割（緊急時対応や施設利用手続、試合引率・役員等）が増えていくことが考えられます。
- ② しかし、めざすクラブ像や一部規則（部活は土日どちらか休養日）は示されたものの調整中の部分が多く、関係者は困惑、各校の進捗はバラバラというのが実情です。
- ③ そこで、生徒の練習時間の保障と円滑な移行のため、今年度末までを「新クラブ試行期間」と位置付け、(3)のように土日練習できることとします。この間に当番等の体制を確かめながら、新クラブの準備をしていただくようお願いします。

## (2) 令和7年度末までの本校の全体進行案について

- ① 岐阜市は、令和8年度4月以降、土日の部活動を行わない方針です。その夏の中体連大会で十分に力を発揮させたいと考え、令和7年度の秋から新クラブで土日活動が進められることを一つの目標として体制を整えてはどうかと考えます。その体制に円滑に移行できることを願い、全体進行案を作成しました。前倒しできるところはそうしていただきながら、全体としてはこの案を進めたいと考えています。
- ② ただ、実際にどう進められかは各保護者会次第です。各会でR8年度までの見通しをもち、次年度に引き継ぎながら計画的に進めていただくようお願いいたします。

## (3) 新保護者クラブとして土日両日に活動できる場合について

※本校の保護者クラブ活動全体指針は、活動保障のための暫定的な指針です。今後の市の動きにより随時修正・変更する場合がありますことをご承知おき願います。

### 市クラブ指針「平日の部活動や地域クラブ活動が不十分な場合」のとらえと対応

- ・部活+新クラブ活動日が月～金のうち3日間以下の場合、「不十分」ととらえる。
- ・その場合、週末の土日両日に活動してもよい。ただし月2回までを原則とする。
- ・土日両日に活動した回数分だけ、当月か翌月の土日に代替休養日を設ける。

- ① 市クラブ指針に準じて活動を保障すること、最大限に活動できるようにすること、そのうえで具体的に共通理解できるようにすることを大切に策定しました。
  - ② R5年度末までを「新クラブ試行期間」とし、現在のクラブでも本校指針にそって土日両日の活動ができることとします。この期間に試行しつつ、次のどちらにするかを保護者会で協議し、決めていただくようお願いいたします。
- A** 本指針でよい⇒「これに基づいて新保護者クラブとして活動する」と保護者会で決めていただければ、「新保護者クラブ発足」とします。
- B** クラブで指針を定めたい⇒市指針に基づき各保護者会でクラブ指針をまとめて学校に提出ください。提出をもって「新保護者クラブ発足」とします。

## (4) 新保護者クラブの発足や具体的な活動の手続きについて

- ① **A**の場合、新クラブとして活動することを保護者会長（新保護者クラブ会長）から顧問に口頭でお伝えください。**B**の場合、クラブでまとめた指針をご提出ください。そのどちらかをもって「発足」とします。
- ② 活動の手続き（活動計画の手順、学校施設の使用割振、鍵の貸借など）は、当面これまで通りとします。今後の通知に基づいて変更していきます。学校内だけでなく市クラブ指針に則り、他施設を借りていただいて活動することも可能です。
- ③ 大会申込や役員等の負担については、相談しつつ移行することになると思われます。
- ④ 市による「地域クラブ指導者」登録は現在停止中です。そのため当面コーチはクラブ依頼によるボランティアとなります。なおコーチの有無に関わらず、保護者の安全管理体制があれば新クラブは発足し、活動できます。